

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止について

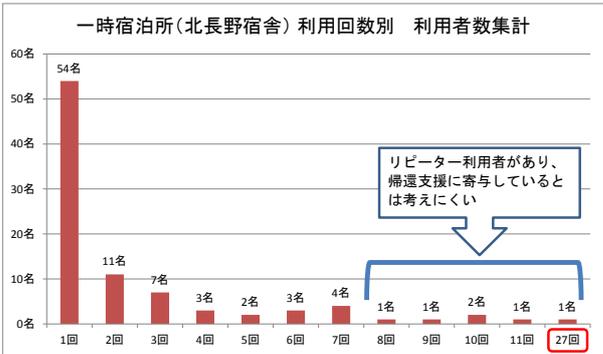
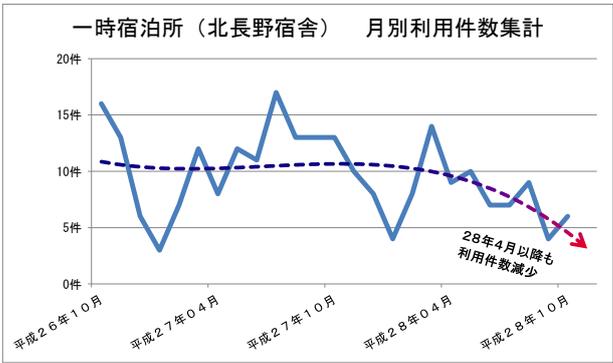
建設部建築住宅課

1 帰還支援一時宿泊所の概要

平成26年当時、遠方の避難者が市内で生活を再建するにあたり、一時的な拠点となる宿泊所が不足していた。そのため、「雇用促進住宅北長野宿舎」（原町区北長野字南原田143番地の1）のうち1号棟の住居8戸を借用し、同年10月から一時宿泊所として提供を開始した。
利用者数の状況に鑑み、平成28年4月から提供戸数を4戸へ減少した。

2 帰還支援一時宿泊所の現況

- (1) 北長野宿舎を含む全国の雇用促進住宅を所有する「高齢・障害・求職者雇用支援機構」は、平成28年度内に雇用促進住宅を全て民間売却する意向であり、平成29年度以降の一時宿泊所としての借用が不可能である。
- (2) 平成28年4月以降、同年7月12日の市内大部分における避難指示解除もあり、利用件数は減少の傾向にある。
- (3) 累計で何度も利用する利用者があり、必ずしも当該利用者の帰還促進に寄与するとは考えにくい。



3 帰還支援一時宿泊所条例・施行規則について

平成29年度以降は、現況の一時宿泊所利用者（平成28年度は稼働日平均約1.5部屋使用）については帰還準備旅館宿泊支援事業で対応可能（小高区内の旅館最大3部屋のうち、稼働日平均約1.8部屋使用）であると判断することから、平成29年3月31日をもって一時宿泊所を廃止するため、帰還支援一時宿泊所条例・施行規則を廃止する条例・施行規則について、同年4月1日から施行するものである。